

生活福祉資金(緊急小口資金等)特例貸付 郵送申請方法

新型コロナウイルス感染症の**罹患者**や**濃厚接触者**、または、**感染予防のため来所を希望されない方**は、郵送での申請を受け付けます。

なお、必ず事前にお電話をお願いします。

同意事項

- ①郵送申請は、窓口申請に比べて時間がかかります。
- ②書類に不備があった場合は、受け付けることができません。
- ③借入希望額は、書類内容によっては、変更になる場合があります。

申請の流れ

1. 貸付要件をご確認願います。
島根県社会福祉協議会ホームページより、貸付要件等の概要をご確認ください。
(<https://www.fukushi-shimane.or.jp/life/corona.html>)
2. 隠岐の島町社会福祉協議会へお電話ください。
郵送前に、隠岐の島町社会福祉協議会へ、必ず事前にお電話ください。
郵送申請方法をはじめ、減収・失業等の状況について詳しく聞き取りをします。
3. 申請書類を入手してください。
島根県社会福祉協議会ホームページより、申請に必要な書類をダウンロード
(<https://www.fukushi-shimane.or.jp/life/corona.html>) できます。
または、隠岐の島町社会福祉協議会へ申請書類を請求してください。
 - ①緊急小口資金特例貸付借入申込書
 - ②借用書・生活福祉資金に関する重要事項説明書
 - ③収入の減少状況に関する申立書
※上記①～③には、「記入例」があります。
 - ④提出時チェックリスト
4. 申請書類の記入・添付書類を準備してください
上記①～④の書類「記入例」に従って記入し、捺印します。
申請に必要な添付資料を準備します。
 - ①住民票（世帯全員分）原本
 - ②預金通帳の写し（貸付金の振込口座）
 - ③本人確認用書類の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、離島割引カード、健康保険証のいずれか）
 - ④収入の減少状況が分かるもの（減少前後の給料明細、勤務表、出納帳等）
 - ⑤在留カードの写し（外国籍の方）
5. 郵送にて提出してください。
 3. ①～④、4. ①～⑤ の書類を下記まで郵送してください。

【郵送先宛名】

〒685-0027 隠岐郡隠岐の島町原田 396 番地
隠岐の島町社会福祉協議会 生活支援係 行き

※お預かりした書類の返却は行いませんので、ご了承願います。

ご相談・問い合わせ・郵送先

隠岐の島町社会福祉協議会 生活支援係 担当：松浦／山本／松林
〒685-0027 隠岐郡隠岐の島町原田 396 番地（隠岐の島町社会福祉センター）
TEL 3-1303 / FAX 2-4517 / E-mail info@oki-fukushi.net